

各書類の注意事項		
1	登記事項全部証明書 (登記情報提供サービス)	(一財)民事法務協会提供の登記情報提供サービスから取得した照会番号付き登記情報については照会番号による確認がとれた場合に限り登記事項全部証明書の代わりとして扱います。
2	確認済証及び検査済証	
3	登記完了証	登記完了証は電子申請でなく「書面申請」の場合は登記完了証+登記申請書
4	登記済証	
5	住民票	自分が住むための家屋であることを家屋所在地に住所移転しているかで確認します。
6	申立書及び現在家屋の処分方法を証する書類	現在家屋の処分方法を証明する書類（処分方法により以下のa～eのいずれか） a 売却処分する場合・・・売買契約（予約）書・媒介契約書など b 賃貸住宅の場合・・・賃貸借契約書など c 寮・社宅・借家などの場合・・・賃貸借契約書・使用許可書・家主の証明書など d 親族が住む場合等・・・当該親族の申立書など e 家屋の処分方法が未定もしくは証明する書類がない場合は、入居が登記の後になることを明らかにする書類
7	長期優良住宅認定書	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の認定通知書の写し（変更があった場合は変更認定通知書の写し）
8	低炭素住宅認定書	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の認定通知書の写し（変更があった場合は変更認定通知書の写し）
9	売買契約書又は売渡証書(競落は代金納付期限通知書)登記原因証明	取得日は書類によって以下の日付 ・ 売買契約書(所有権移転の特約に記載の時期) ・ 売渡証書(売り渡し日) ・ 登記原因証明(原因日) ・ 代金納付期限通知書(通知日)
10	未使用証明書	当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者が発行した証明書
11	抵当権の確認書類	金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書又は登記原因証明情報等の書類
12	増改築等工事証明書	
13	耐震基準適合証明書	
14	住宅性能評価書の写し	住宅性能評価書の写し（1－1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1～3級であること）
15	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書の写し	以下のA,Bいずれかの書類 A 以下の5つのいずれかの保険会社が引受ををこなうもの ・ (株)住宅あんしん保証 ・ 住宅保証機構(株) ・ (株)日本住宅保証検査機構 ・ (株)ハウスジーマン ・ ハウスプラス住宅保証(株) B 構造耐力上重要な部分(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項に規定する部分)に瑕疵(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第2条第5項に規定する瑕疵(構造耐力に影響のないものを除く))がある場合で次に定める損害を補填するもの ・ 売主の宅地建物取引業者が既存住宅売買瑕疵担保責任を履行することによって生じた損害 ・ 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合既存住宅売買瑕疵保証責任を履行することによって生じた損害